

第5部 大規模事故等応急対策計画

第1章 大規模事故災害対策

第2章 危険物等災害対策

第3章 林野火災対策

第4章 原子力災害対策

時期区分	目安とする期間
初動活動期	災害警戒または発生直後から2日目まで
応急復旧期	3日目から7日目まで
復旧復興期	8日目以降

第1章 大規模事故災害対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 応急活動体制	第1項 応急活動体制	●			総務班、情報収発班 消防本部、消防団 警察署
	第2項 情報の収集・伝達	●			
	第3項 国、県への報告	●			
	第4項 緊急避難	●			
第2節 応急活動	第1項 住民への情報伝達	●	●	●	総務班、広報班、情報収発班、救助班、教育施設班 消防本部、消防団 警察署
	第2項 消防・救急・救助	●	●		
	第3項 応急医療救護	●	●		
	第4項 交通規制	●	●		
	第5項 避難	●	●		
	第6項 応急対策	●	●		

方針	大規模な事故による災害においては、被害を最小限にとどめるために迅速な措置を行う必要があることから、関係機関は密接なる連携・協力のもとに、的確かつ速やかな災害応急対策を実施する。
----	--

大規模事故とは、大規模な火災、大規模な交通事故災害（道路事故、鉄道事故、航空機事故）等をいう。

第1節 応急活動体制

実施担当	総務班、情報収発班、消防本部、消防団、警察署
------	------------------------

第1項 応急活動体制

市長は、事故の状況などの情報を収集し、災害警戒本部または災害対策本部を設置する。

総務班は、救助・救護などに必要な班を動員する。

現場での指揮が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

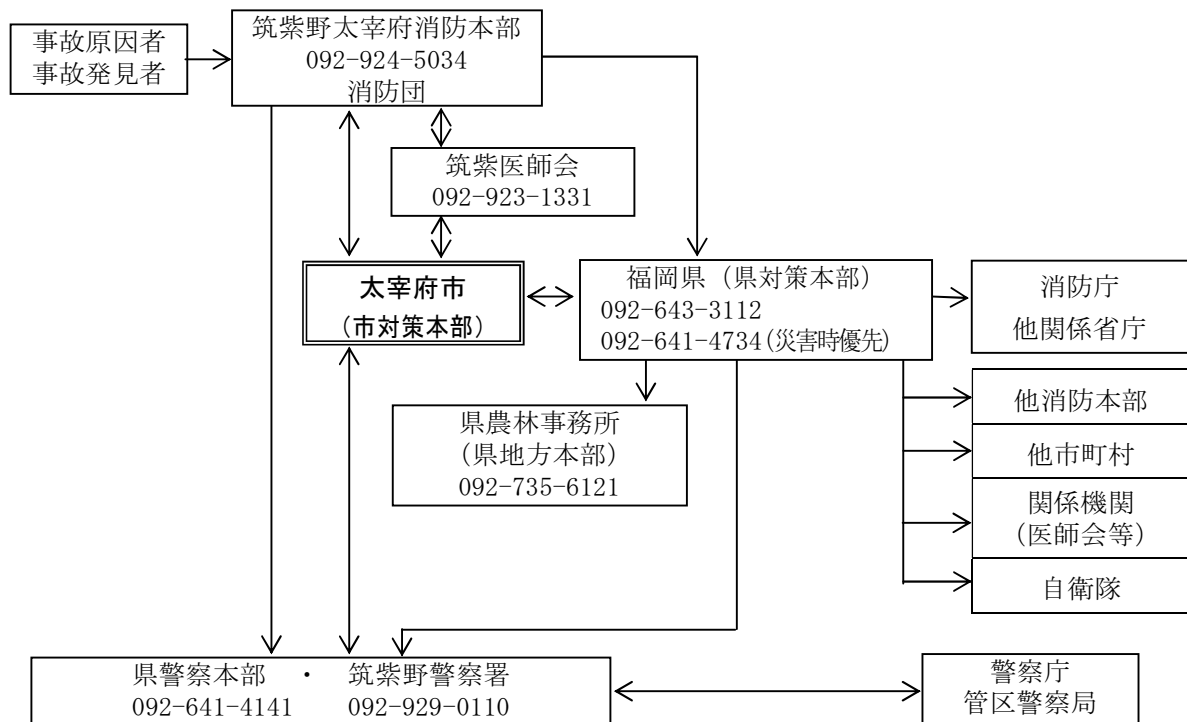
※詳細は、第3部・4部の第1章「動員配備・応急活動体制」を参照

第2項 情報の収集・伝達

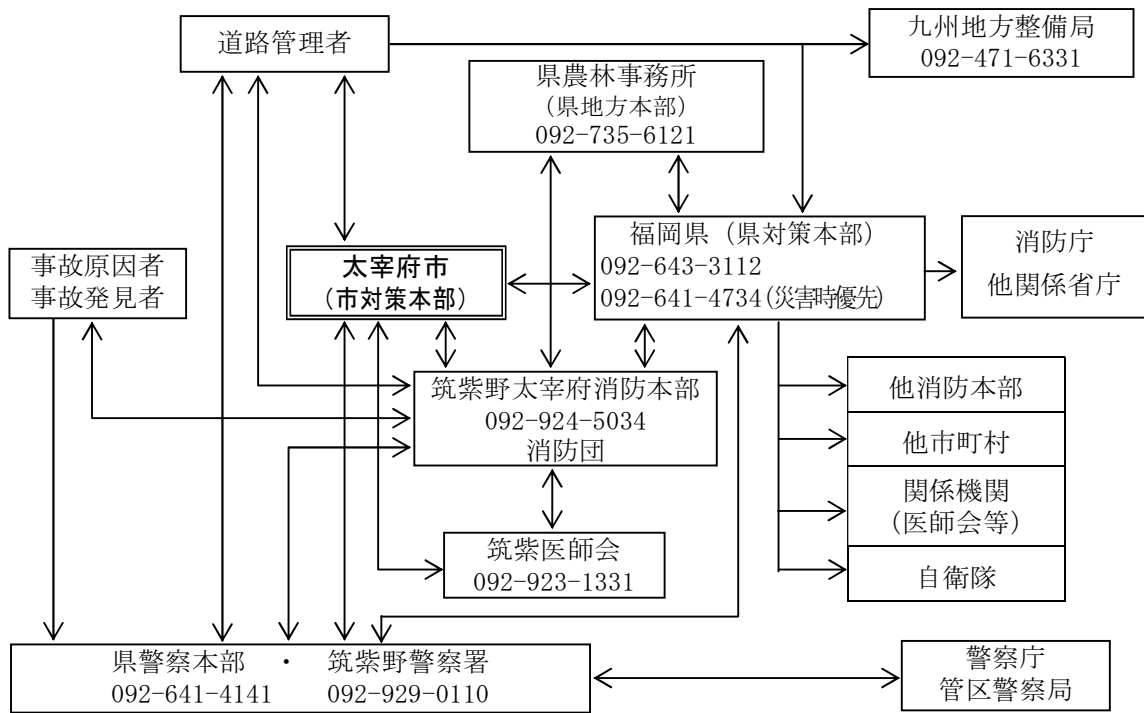
情報収発班は、使用可能な通信機器を確保し、速やかに事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

※詳細は、第3部・4部の第8章「被害情報等の収集伝達」を参照

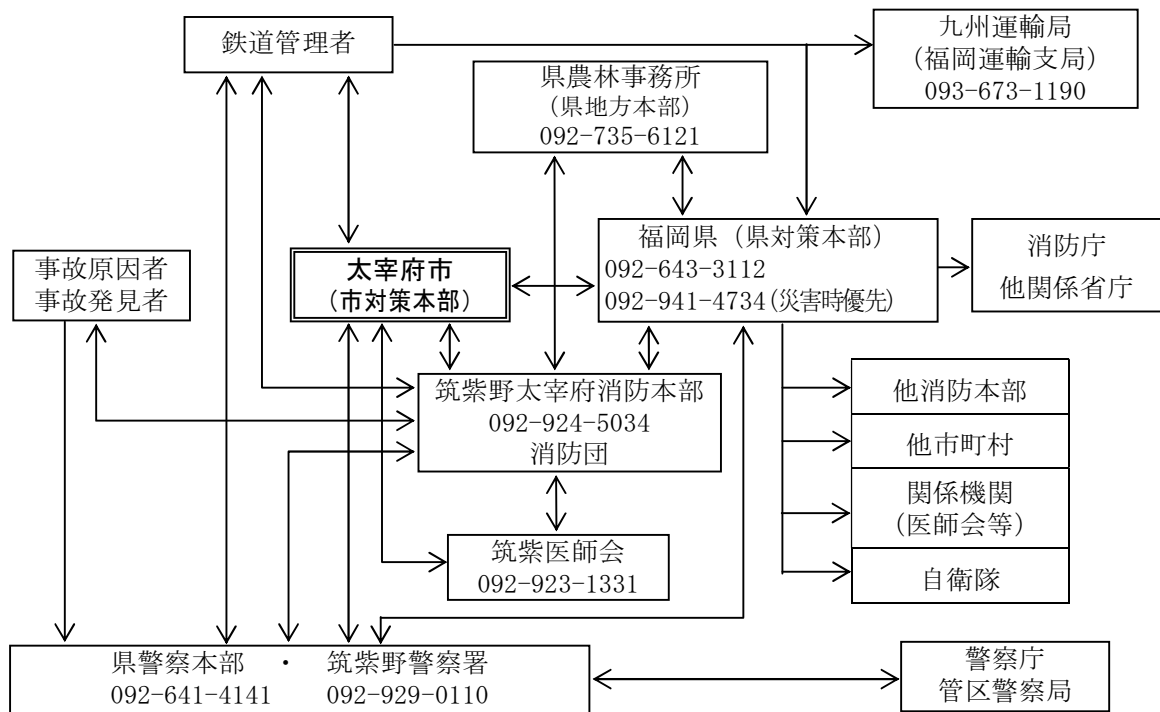
■大規模火災情報伝達系統



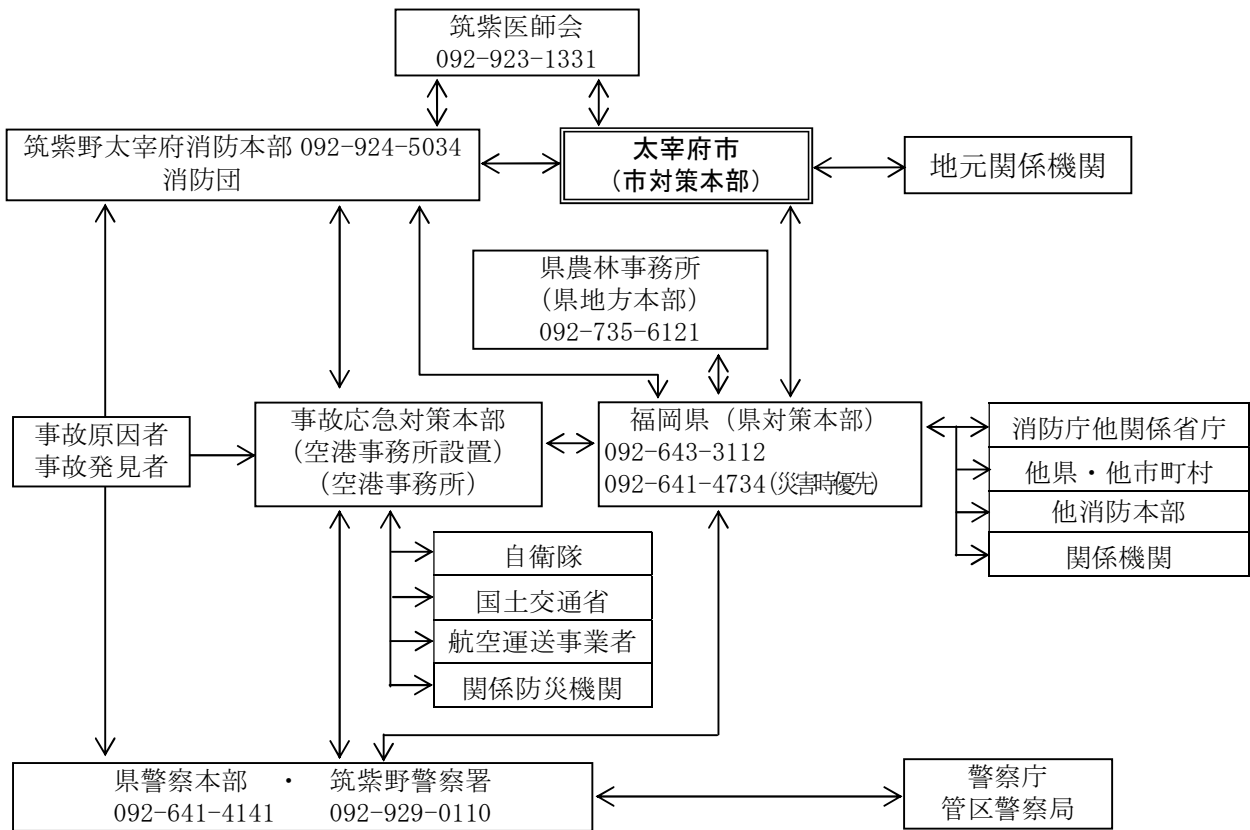
■道路事故災害情報伝達系統



■鉄道事故災害情報伝達系統



■航空機事故災害情報伝達系統



第3項 国、県への報告

消防本部は、火災・災害等即報要領（消防庁）に基づき、直接即報基準等に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で国（消防庁）に報告する。

また、即報基準に該当する場合は、県に報告する。

■直接即報基準・即報基準

直接 即 報 基 準	火災等即報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車、列車、航空機の火災で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 列車火災、航空機火災 ○ ホテル、病院において発生した火災 ○ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等または緊急処理事態への発展の可能性のあるものを含む。）
	救急・救助 事故即報	<p>死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 ○ バスの転落等による救急・救助事故 ○ テロ等による救急・救助事故 ○ 駅構内等、不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの
即 報 基 準	火災等即報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者が 3 人以上生じたもの ○ 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
	建物火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定防火対象物で死者の発生した火災 ○ 高層建築物の 11 階以上の階において発生した火災で利用者等が避難したもの ○ 国指定重要文化財または特定違反対象物の火災 ○ 建物焼損延べ面積 3,000 m²以上と推定される火災 ○ 損害額 1 億円以上と推定される火災
	救急・救助 事故即報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者 5 人以上の救急事故 ○ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 ○ 要救助者が 5 人以上の救助事故 ○ 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

第4項 緊急避難

本部長（市長）は、必要と認めるとき、消防本部及び消防団、警察と協力して、事故現場の周辺住民に避難勧告・指示を行う。

第2節 応急活動

実施担当	総務班、広報班、情報収発班、救助班、教育施設班、消防本部、消防団、警察署
------	--------------------------------------

第1項 住民への情報伝達

総務班、広報班、情報収発班は、災害発生直後には、住民等に対し、広報車、コミュニティ無線等の方法で、災害情報や危険情報、避難準備等の伝達を行う。

※詳細は第3部・4部の第9章「災害広報」を参照

第2項 消防・救急・救助

消防本部及び消防団は、消防吏員及び消防団員を非常召集し、非常警備体制を確立、消火活動を実施する。

また、被災者の救助活動を実施し、負傷者等を医療機関に搬送する。

現場では、被害状況の把握に努め、必要に応じて、隣接消防機関、県内の消防機関に応援を要請する。

民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

※詳細は、第3部・4部の第11章「救助・救急活動」及び第23章「消防活動」を参照

第3項 応急医療救護

救助班は、多数の死傷者が発生した場合には、医師会に医療救護チームの派遣を要請し、事故現場に医療救護所を開設し、医療救護活動を行う。

現場では、医療救護チームが負傷者のトリアージ（傷害等の程度の判別）や応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3部・4部の第12章「医療救護活動」を参照

第4項 交通規制

警察署は、緊急車両の通行や被害の拡大を防止するため交通規制を行う。

※詳細は、第3部・4部の第25章「交通対策」を参照

第5項 避難

総務班は、火災の延焼や危険物が流出した場合は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、避難の勧告または避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を決定し伝達する。

救助班及び教育施設班は、避難所担当職員を派遣し、避難所となる施設の管理者等の協力を得て避難所を開設し、避難者を受け入れるとともに、全体の避難者数等を把握する。

住民等を避難所へ誘導する際は、特に避難行動要支援者に留意し、消防本部及び消防団が、自主防災組織等の協力を得て行う。

※詳細は、第3部・4部の第10章「避難対策」を参照

第6項 応急対策

市対策本部は、市及び関係機関で対処できない場合には、県、自衛隊等に応援を要請し、応急対策にあたる。

第2章 危険物等災害対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 応急活動体制	第1項 応急活動体制	●			総務班、情報収発班、 消防本部、消防団 警察署
	第2項 情報の収集・伝達	●			
	第3項 国、県への報告	●			
	第4項 緊急避難	●			
第2節 応急活動	第1項 住民への情報伝達	●	●	●	総務班、広報班、情報収発班、 救助班、教育施設班 消防本部、消防団 警察署 施設管理責任者
	第2項 消防・救急・救助	●	●		
	第3項 応急医療救護	●	●		
	第4項 交通規制	●	●		
	第5項 避難	●	●		
	第6項 危険物等の大量流出に対する応急対策	●	●		
	第7項 市及び施設所有者等の措置	●	●		

方針	危険物等による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大であり特に迅速なる措置を要するので、関係機関は密接なる連絡協力のもとに迅速的確な災害応急対策を実施する。
----	--

危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

第1節 応急活動体制

実施担当	総務班、情報収発班、消防本部、消防団、警察署
------	------------------------

第1項 応急活動体制

市長は、事故の状況などの情報を収集し、災害警戒本部または災害対策本部を設置する。
 総務班は、救助・救護などに必要な班を動員する。
 現場での指揮が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

※詳細は、第3部・4部の第1章「動員配備・応急活動体制」を参照

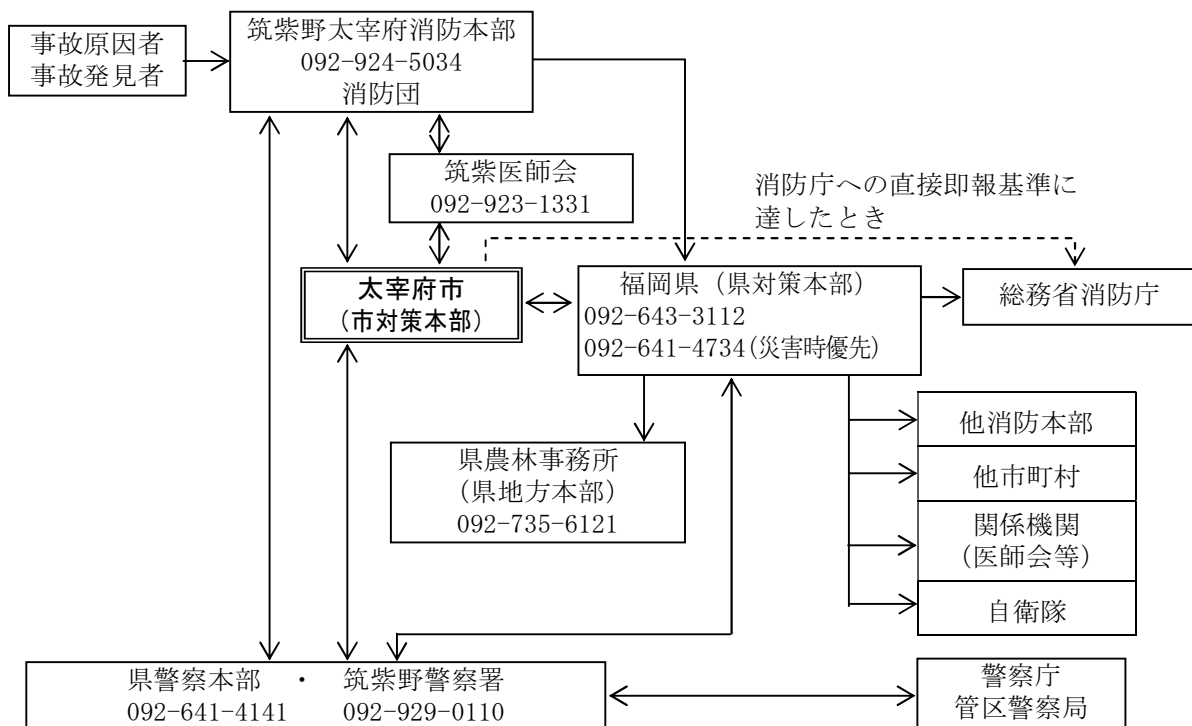
第2項 情報の収集・伝達

情報収発班は、使用可能な通信機器を確保し、速やかに事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

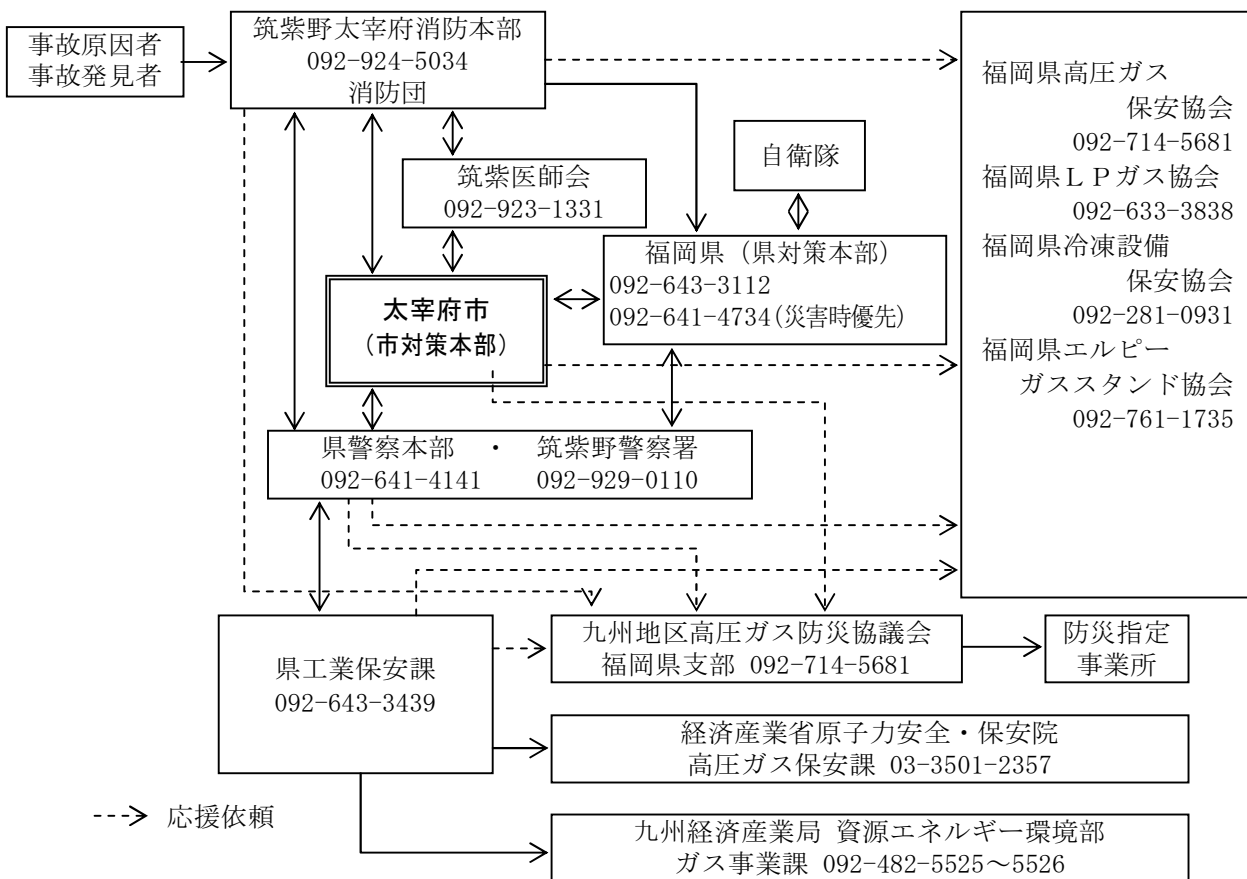
危険物等災害対策に関する情報伝達経路は、次のとおりである。

※詳細は、第3部・4部の第8章「被害情報の収集伝達」を参照

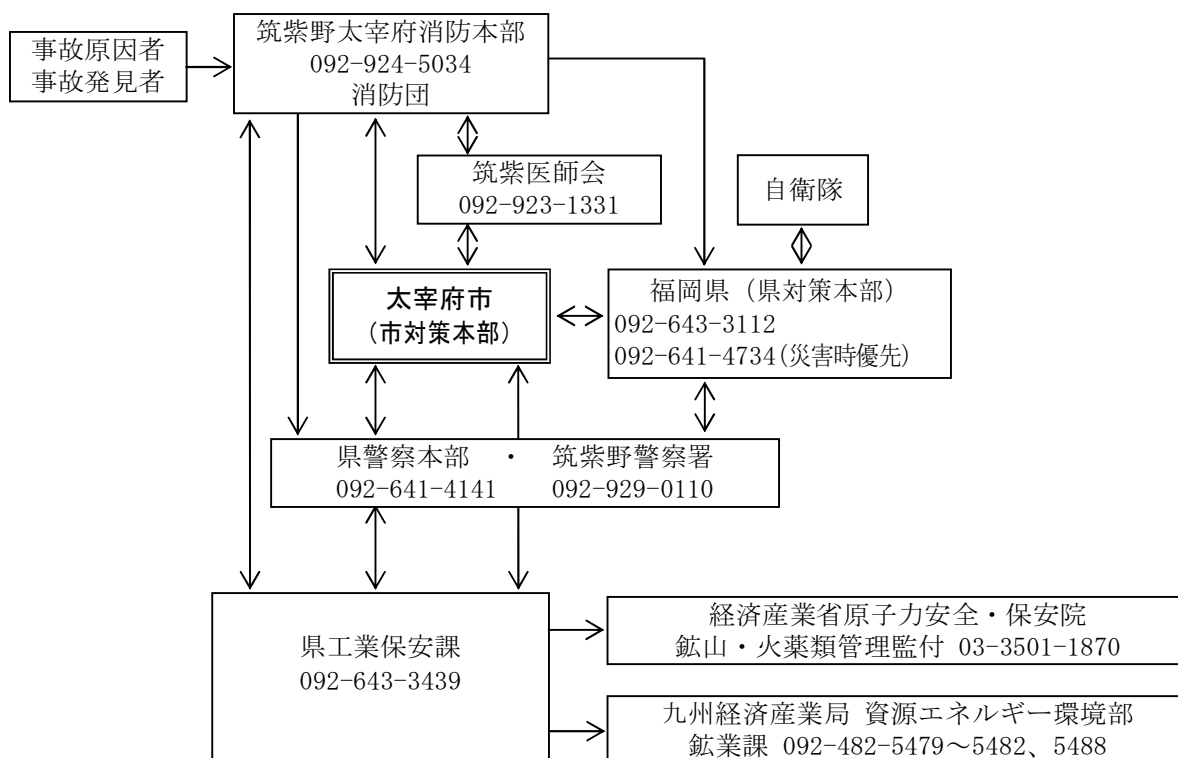
■石油类等危険物災害情報伝達系統



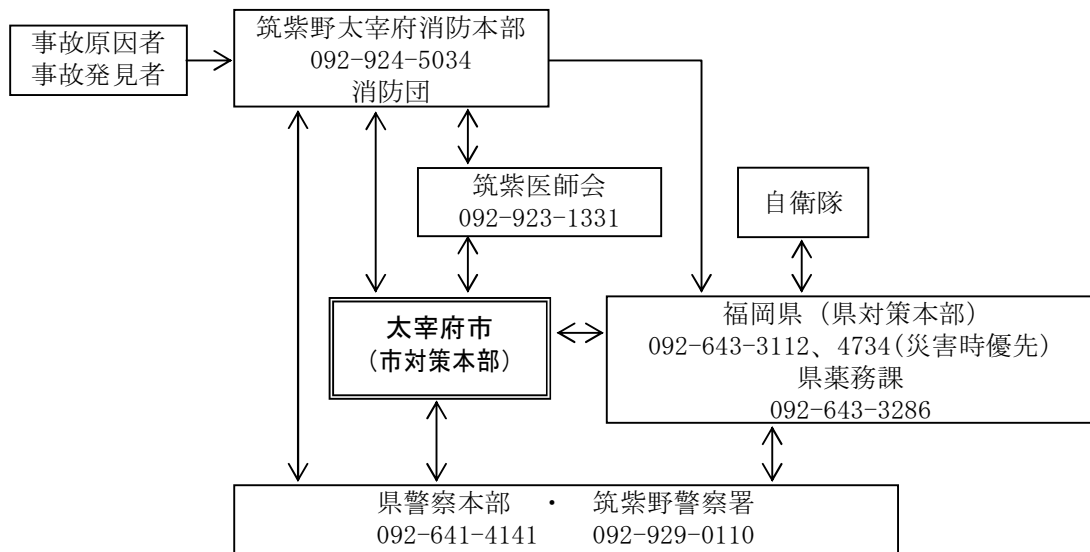
■高圧ガス災害情報伝達系統



■火薬類災害情報伝達系統



■毒物劇物災害情報伝達系統



第3項 国、県への報告

消防本部は、火災・災害等即報要領（消防庁）に基づき、直接即報基準等に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で国（消防庁）に報告する。

また、即報基準に該当する場合は、県に報告する。

■直接即報基準・即報基準

直接 即報 基準	危険物等に係 る事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し または取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故。 ・死者または行方不明者が発生したもの ・負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当 該工場等の施設内または周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を 与えたもの ○ 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい 事故で、次に該当するもの ・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500k1以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ・市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う 漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要す るもの ・市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災
即 報 基準	火 災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考と なるもの ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
	危険物等に係 る事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し または取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故。 ・死者または行方不明者が発生したもの ・負傷者が5名以上発生したもの ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものまたは爆発により周 辺の建物等に被害を及ぼしたもの ・500k1以上のタンクの火災、爆発または漏えい事故 ・河川への危険物等流出事故 ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災、危険 物の漏えい事故

第4項 緊急避難

本部長（市長）は、必要と認めるとき、消防本部及び消防団、警察と協力して、事故現場の
周辺住民に避難勧告・指示を行う。

第2節 応急活動

実施担当	総務班、広報班、情報収発班、救助班、教育施設班、消防本部、消防団、警察署、施設管理責任者
------	--

第1項 住民への情報伝達

総務班、広報班、情報収発班、消防本部は、災害発生直後には、住民等に対し、広報車、コミュニティ無線等の方法で、災害情報や危険情報、避難準備等の伝達を行う。

※詳細は、第3部・4部の第9章「災害広報」を参照

第2項 消防・救急・救助

消防本部は、危険物等による災害が発生した場合には、消防吏員を非常招集し、非常警備体制を確立、必要に応じて消火活動を実施する。

また、被災者の救助活動を実施し、負傷者等を医療機関に搬送する。

現場では、被害状況の把握に努め、必要に応じて、隣接消防機関、県内の消防機関に応援を要請する。

民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

※詳細は、第3部・4部の第11章「救助・救急活動」及び第23章「消防活動」を参照

第3項 応急医療救護

救助班は、多数の死傷者が発生した場合には、医師会に医療救護チームの派遣を要請し、事故現場に医療救護所を開設し、医療救護活動を行う。

現場では、医療救護チームが負傷者のトリアージ（傷害等の程度の判別）や応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3部・4部の第12章「医療救護活動」を参照

第4項 交通規制

警察署は、緊急車両の通行や被害の拡大を防止するため交通規制を行う。

※詳細は、第3部・4部の第25章「交通対策」を参照

第5項 避難

総務班は、危険物が流出した場合は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大防止を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難の勧告または避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を決定し伝達する。

救助班及び教育施設班は、避難所担当職員を派遣し、避難所となる施設の管理者等の協力を得て避難所を開設し、避難者を受け入れるとともに、全体の避難者数等を把握する。

住民等を避難所へ誘導する際は、特に避難行動要支援者に留意し、消防本部及び消防団が、自主防災組織等の協力を得て行う。

※詳細は、第3部・4部の第10章「避難対策」を参照

第6項 危険物等の大量流出に対する応急対策

総務班は、危険物等の大量流出等により、市及び関係機関等では対処できない場合には、県、自衛隊等に応急対策を要請する。

※詳細は、第3部・4部の第3章「自衛隊災害派遣要請」及び第4章「広域応援要請」を参照

第7項 市及び施設所有者等の措置

総務班は、公共の安全の維持または災害の発生の防止ため、緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所または取扱所の所有者又または管理者または占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、またはその使用を制限することができる。（消防法第12条の3）

施設の所有者、管理者、占有者は、発災後速やかに職員の参集、情報連絡体制の確立、対策本部設置等、必要な体制を確立するとともに、市、消防機関、警察等の関係機関に被害情報等を連絡する。

第3章 林野火災対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1節 応急活動体制	第1項 応急活動体制	●			総務班、情報収発班 消防本部、消防団 警察署
	第2項 情報の収集・伝達	●			
	第3項 県への報告	●			
	第4項 緊急避難	●			
第2節 応急活動	第1項 住民への情報伝達	●	●	●	総務班、広報班、情報収発班、救助班、教育施設班 消防本部、消防団 警察署
	第2項 消防・救急・救助	●	●		
	第3項 応急医療救護	●	●		
	第4項 交通規制	●	●		
	第5項 避難	●	●		
	第6項 林野火災対策資料の作成			●	

方針	林野火災の特異性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し、住家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。
----	--

第1節 応急活動体制

実施担当	総務班、情報収発班、消防本部、消防団、警察署
------	------------------------

第1項 応急活動体制

市長は、林野火災の情報を収集し、災害警戒本部または災害対策本部を設置する。

総務班は、救助・救護などに必要な班を動員する。

現場での指揮が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

※詳細は、第3部・4部の第1章「動員配備・応急活動体制」を参照

総務班及び消防本部は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御にあたるが、火災が拡大し、市だけで対処できないと判断するときは、隣接市町村等あるいは福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請を行う。

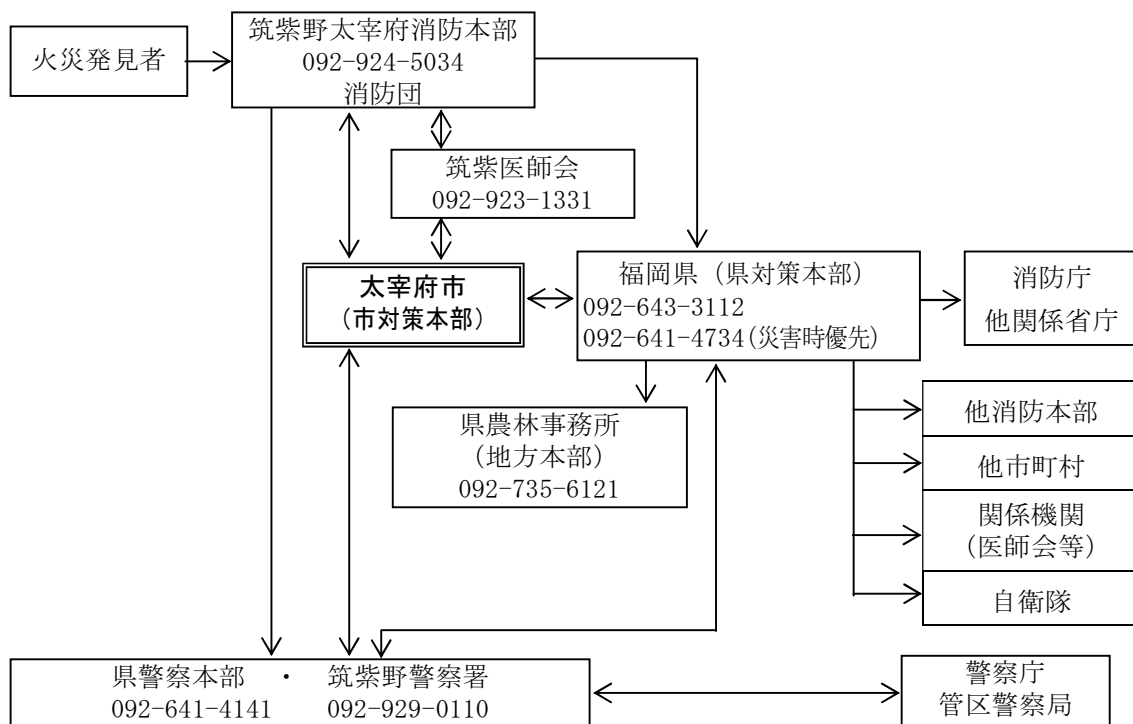
また、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県（危機管理局消防防災指導課）への通報を行うとともに、自衛隊等による円滑な空中消火を実施するため、空中消火体制を確立する。

第2項 情報の収集・伝達

情報収発班及び消防本部は、使用可能な通信機器を確保し、速やかに林野火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

※詳細は、第3部・4部の第8章「被害情報等の収集伝達」を参照

■林野火災情報伝達系統



第3項 県への報告

総務班及び消防本部は、火災・災害等即報要領（消防庁）に基づき、即報基準に該当する一定規模以上の林野火災について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で県に報告する。

■即報基準

火災等即報	林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの ○ 空中消火を要請または実施したもの ○ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
-------	------	--

第4項 緊急避難

本部長（市長）は、必要と認めたとき、消防本部及び消防団、警察と協力して、火災現場の周辺住民に避難勧告・指示を行う。

第2節 応急活動

実施担当	総務班、広報班、情報収発班、救助班、教育施設班、消防本部、消防団、警察署
------	--------------------------------------

第1項 住民への情報伝達

総務班、広報班、情報収発班は、林野火災の発生直後には、住民等に対し、広報車、コミュニティ無線等の方法で、災害情報や危険情報、避難準備等の伝達を行う。

※詳細は、第3部・4部の第9章「災害広報」を参照

第2項 消防・救急・救助

消防本部及び消防団は、林野火災が発生した場合には、消防吏員及び消防団員を非常召集し、非常警備体制を確立、消火活動を実施する。

また、被災者の救助活動を実施し、負傷者等は医療機関に搬送する。

現場では、被害状況の把握に努め、必要に応じて、隣接消防機関、県内の消防機関に応援を要請する。

民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

※詳細は、第3部・4部の第11章「救助・救急活動」及び第23章「消防活動」を参照

第3項 応急医療救護

救助班は、多数の死傷者が発生した場合は、医師会に医療救護チームの派遣を要請し、火災の影響が及ばない場所に医療救護所を開設し、医療救護活動を行う。

医療救護所では、医療救護チームが負傷者のトリアージ（傷害等の程度の判別）や応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3部・4部の第12章「医療救護活動」を参照

第4項 交通規制

警察署は、緊急車両の通行や被害の拡大を防止するため交通規制を行う。

※詳細は、第3部・4部の第25章「交通対策」を参照

第5項 避難

総務班は、火災の延焼状況、気象条件等を勘案し、被害の拡大防止を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難の勧告または避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を決定し伝達する。

救助班及び教育施設班は、避難所担当職員を派遣し、避難所となる施設の管理者等の協力を得て避難所を開設し、避難者を受け入れるとともに、全体の避難者数等を把握する。

住民等を避難所へ誘導する際は、特に避難行動要支援者に留意し、消防本部及び消防団が、自主防災組織等の協力を得て行う。

※詳細は、第3部・4部の第10章「避難対策」を参照

第6項 林野火災対策資料の作成

消防本部は、焼失面積20ha以上の火災の場合は、昭和55年3月11日付け消防地第81号に定める林野火災対策資料を作成し、速やかに県に報告を行う。

第4章 原子力災害対策

節	項	初動	応急	復旧	実施担当
第1項 応急活動体制	第1項 応急活動体制	●			総務班、情報収発班、各班 消防本部
	第2項 情報収集・伝達	●			
第2項 応急活動	第1項 住民への情報伝達	●	●	●	総務班、広報班、情報収発班、 消防本部
	第2項 避難及び状況調査	●			
	第3項 広域的な避難者の受け入れ	●			

方針	原子力災害が発生したときは、県及び関係機関と連携をとりながら、速やかに情報収集及び住民等への情報伝達等を行う。
----	---

第1節 応急活動体制

実施担当	総務班、情報収発班、各班、消防本部
------	-------------------

第1項 応急活動体制

1) 組織体制の整備

各班は、原子力災害への応急対策に係る国・県の指示や要請等に適切に対処できるよう、県の体制に準じ、災害警戒本部、災害対策本部など活動に必要な体制をとる。

■県の活動体制の設置基準

活動体制	設置基準
災害警戒本部	○ 県からの情報により、放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ若しくはそのおそれがあると認められる場合
災害対策本部	○ 内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合 ○ 住民等の安全確保のために必要と認められる場合

2) モニタリング体制の整備

総務班は、県から緊急モニタリング活動への協力を依頼された場合、県から派遣されるモニタリング要員等と協力してモニタリング班を編成し、モニタリングを実施できる体制をとる。

第2項 情報収集・伝達

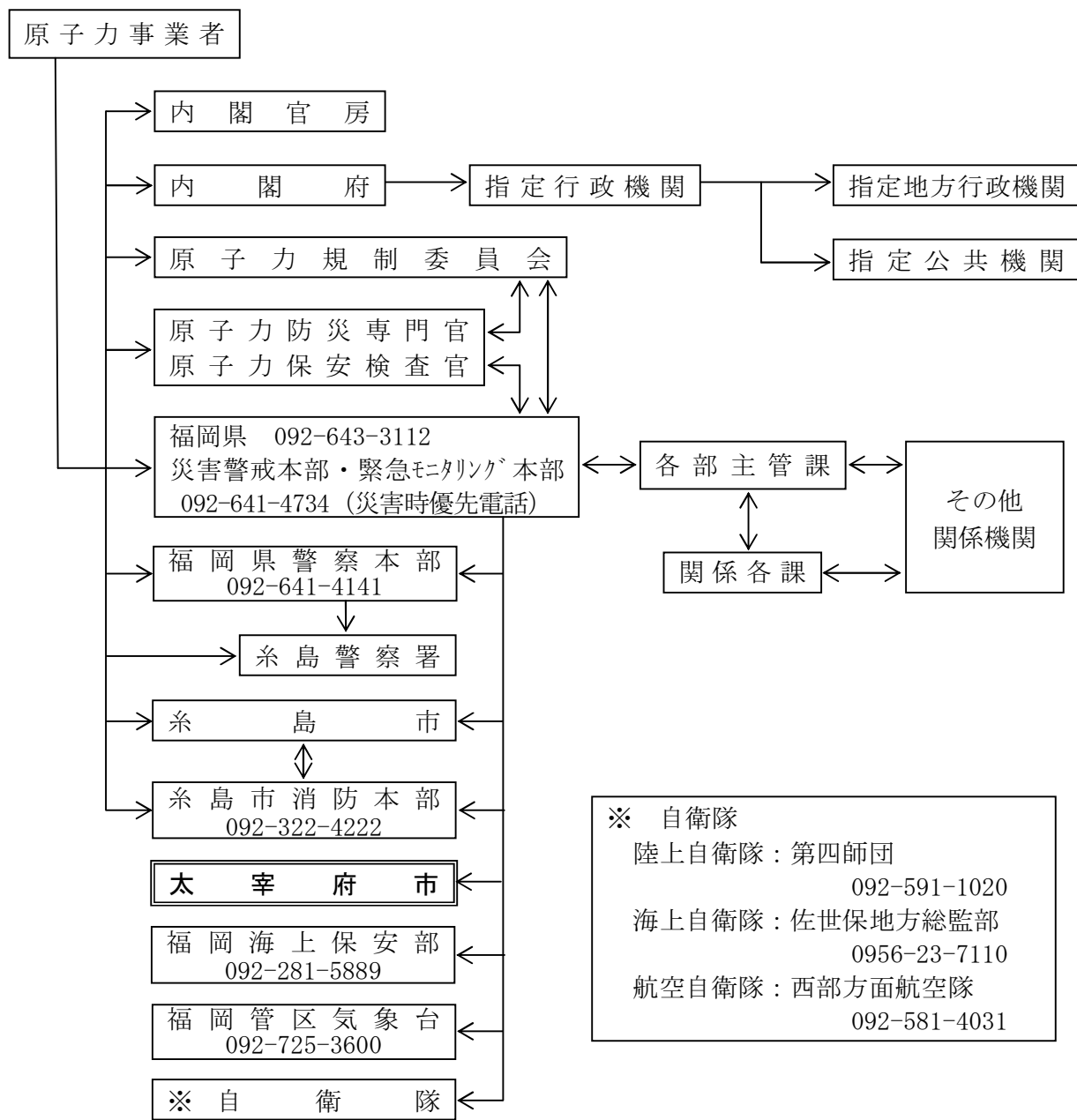
総務班は、原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、速やかに職員の非常参集を行い、情報の収集・連絡体制、広報体制を確立するとともに、県が行う緊急時モニタリングへの協力の準備を行う。

消防本部は、原子力事業者、国、県から発表される災害情報を収集するとともに、県内のモニタリングポストで監視している空間放射線量率等の情報収集を行う。

情報収発班及び消防本部は、関係機関に対し、保有する広報手段を活用し、収集した災害情報を広報する。

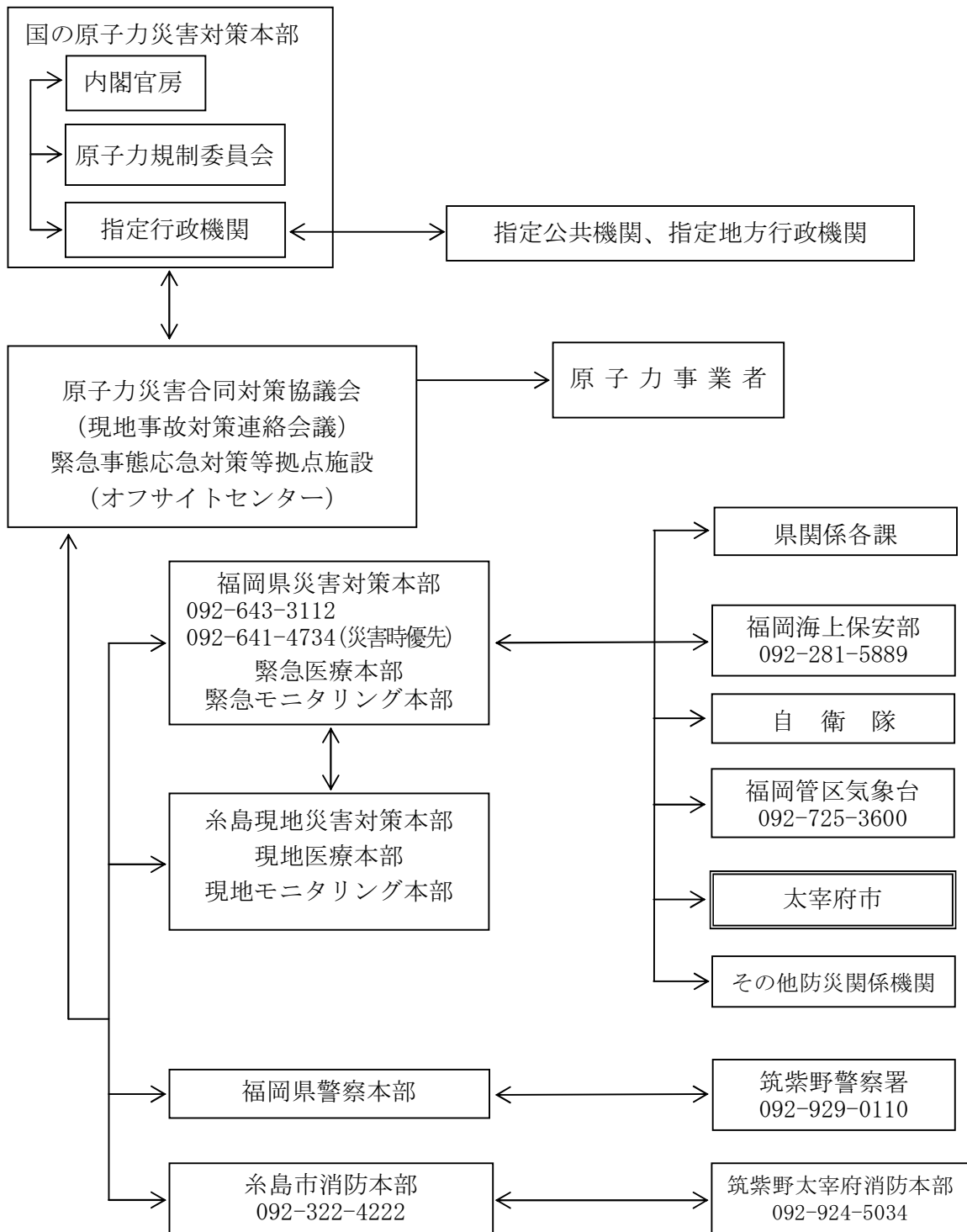
※詳細は、第3部・4部の第8章「被害情報等の収集伝達」を参照

■ 特定事象発生時の情報伝達経路



出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編より作成

■緊急事態宣言発出後の情報伝達経路



※緊急事態宣言発出前に県対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編より作成

第2節 応急活動

実施担当	総務班、広報班、情報収発班、消防本部
------	--------------------

第1項 住民への情報伝達

総務班、広報班、情報収発班、消防本部は、災害発生直後には、住民等に対し、広報車、防災行政無線等の方法で、災害情報や危険情報等の伝達を行う。

※詳細は、第3部・4部の第9章「災害広報」を参照

第2項 退避及び状況調査

1) 地域住民の退避及び立入制限

総務班は、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく内閣総理大臣の指示があった場合は、指示内容に基づき、屋内退避等の措置をとる。

また、放射性物質による汚染状況調査等により、予測線量が「退避及び避難に関する指標（原子力規制委員会）」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合、被害予想地区周辺の地域住民に対し、屋内への退避や警戒区域の設定等の状況に応じた措置をとる。

警戒区域への立入制限、交通規制等は、警察等関係機関に要請する。

また、防災対策の実施にあたっては、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応する。

2) 放射性物質による汚染状況調査等

総務班は、県が行う緊急モニタリング結果を収集するとともに、福岡管区気象台の協力を得て、風向、風速、降水量、大気安定度等の気象情報を数時間後の予測を含めて随時収集する。

第3項 広域的な避難者の受け入れ

原子力災害が発生し、広域的避難が必要となった場合には、福岡県原子力災害広域避難基本計画により、本市は受け入れ先の対象市町となっている。

総務班は、県から広域避難計画に基づく避難者の受け入れ等の要請があった場合、受け入れ人数を県との調整により設定し、人数に応じた避難場所・避難所の決定を行う。

また、避難場所・避難所の開設や避難者の誘導等、必要な支援を行うよう各班に指示を行う。

なお、総務班は、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な避難所を優先し受け入れる体制を整える。

